

公立大学法人大分県立看護科学大学職員兼業規程

平成18年 4月 1日
規程第 30号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則第32条第2項の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の兼業について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、兼業とは、報酬の有無にかかわらず、次に掲げるものをいう。

- (1) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて行う講義、講演その他これらに準じる発表等を行うこと。
- (2) 商業、工業、金融業等利潤を得て、これを構成員に配分することを主目的とする企業体で、商業上の会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を営む団体の役員の職又はその事業の職に就くこと。
- (3) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、公益法人及び法人格を有しない団体の役員の職又はその事業の職に就くこと。
- (4) 職員が自己の名義で、商業、工業、金融業等を経営すること（名義人が他人であっても、本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）。
- (5) 法律、法令、条例等により、国又は地方公共団体の行政機関に重要事項を調査審議するために設置されている審議会等の非常勤の職又はこれらに準じる非常勤の職若しくは当該機関に必要な応じて置かれている職に就くこと。
- (6) その他大学の業務以外の業務に従事すること。

(兼業の許可)

第3条 兼業をしようとする職員は、あらかじめ兼業従事許可申請書（第1号様式）を理事長に提出して許可を受けなければならない。

(許可期間)

第4条 兼業を許可する期間は、原則1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。

2 前項の許可期間は、更新することができる。

(許可の基準)

第5条 兼業の許可を与える場合は、次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- (1) 職員の職務と許可を受けようとする事業若しくは事務又は地位との間に特別な利害関係が生じないこと又は生じるおそれがないこと。
- (2) 兼業に従事することにより、職務の遂行に支障が生じないこと。
- (3) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (4) 兼業により、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (5) 兼業により、本学の名誉を傷つけ、又は信用を損なうおそれがないこと。
- (6) 本学の利益に相反するおそれがないこと。

(勤務時間の取扱い)

第6条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、勤務時間内に行うことを許可することができる。

(給与の取扱い)

第7条 理事長の許可を得て勤務時間内に兼業に従事した場合は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第15条の規定にかかわらず、兼業に従事した1時間につき、給与規程第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、理事長が必要と認めたときは、減額しないことができる。

(兼業の制限)

第8条 理事長は、この規程により許可した兼業について、職員の職務に支障が生じると判断する場合は、当該兼業を制限することができる。

(許可の取消し)

第9条 理事長は、この規程により許可した兼業が、第5条に規定する基準に適合しなくなったと認める場合又は当該許可に係る申請内容が事実と相違すると認める場合は、その許可を取り消すことができる。

(兼業の報告)

第10条 理事長は、必要に応じて、許可を与えた職員に兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程の施行日前において、既に許可を受けている兼業については、この規程により許可を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

兼業委嘱状

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学長 殿

〒 -

所在地

名称

代表者

下記のとおり、貴学職員に委嘱を依頼しますので、よろしくお取り計らい願います。

1	従事職員の氏名等	所属: _____ 職名: _____ 氏名: _____
2	委嘱職名	_____ その他 (_____)
3	委嘱内容	_____
4	新規ないし継続の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
5	委嘱期間 及び 従事形態	<input type="checkbox"/> (1) 1回(日)限り 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 <input type="checkbox"/> (2) 期間内 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ① <input type="checkbox"/> 毎年・ <input type="checkbox"/> 毎月・ <input type="checkbox"/> 毎週・ <input type="checkbox"/> 期間内 第() _____ 曜日 ② 時 分 ~ 時 分 (実働時間: 時間 分) ③ 委嘱内容が 非常勤講師の場合 、集中講義の該当・非該当と、講義時間・回数 <input type="checkbox"/> 該当(月 日 ~ 月 日 の 日間) () 分 × () 講義 <input type="checkbox"/> 非該当
6	勤務地	<input type="checkbox"/> 上記所在地に同じ <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> その他 (_____)
7	報酬	<input type="checkbox"/> 有 1回(日)あたり (分、 _____ 円(税込)) <input type="checkbox"/> 無 _____)
8	交通費等その他経費 の支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 交通費、 <input type="checkbox"/> 宿泊費、 <input type="checkbox"/> その他(_____)) <input type="checkbox"/> 無 _____)
9	担当者連絡先	ご所属 (_____) TEL (_____) ご氏名 (_____) e-mail (_____)
10	応諾文書の要・不要	<input type="checkbox"/> 要 ※貴社の指定応諾様式が同封されていない場合は、この依頼文書(写)に承諾の押印をもって、 回答文書とさせていただきます。 <input type="checkbox"/> 不要 ※チェックが記入されていない場合は、応諾文書不要とします。

※当該兼業依頼状について開示請求があった場合、開示して差し支えのあるものについて下記にチェックしてください。

 団体名(代表者名を含む) 役職名 職務内容

-----以下本学使用欄-----

兼業従事届出・許可申請書

公立大学法人大分県立看護科学大学 理事長 殿

(申請者)氏名 _____

上記の依頼について、兼業の許可を願います。

なお、下記「兼業従事にあたっての確認事項」について、相違ありません。

【兼業従事にあたっての確認事項(本学大学職員兼業規程5条より)】

- 4週平均して19H/週以内(ただし、非常勤講師としての兼業は、6H/週以内*) (移動時間除く)
*非常勤講師としての兼業が3H/週を超える場合は、学長と協議する
*上限時間対象外: 国等の審議会委員、独立行政法人等の各種委員、公益性の高い団体の委員等
- 職員の職務と許可を受けようとする事業若しくは事務又は地位との間に特別な利害関係が生じないこと又は生じるおそれがないこと。
- 兼業に従事することにより、職務の遂行に支障が生じないこと。
- 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- 兼業により、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 兼業により、本学の名誉を傷つけ、又は信用を損なうおそれがないこと。
- 本学の利益に相反するおそれがないこと。

【申請の許可・不許可】

 許可する 許可しない

理由:

上記の兼業依頼について承諾します。

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学 理事長